

令和元年度第12回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和2年3月25日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第3会議室

開 会 令和2年3月25日(水) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏    2番 酒井 温司    3番 浅井 尊弘    4番 八木 一広  
5番 中野 浩光    6番 三宅 正恭    7番 日下部錠一    8番 岩田 房喜  
9番 石塚 芳政    10番 後藤 正臣    11番 林 秀雄    12番 水野 格廉  
13番 石川 雄二    14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

猪子 勝三                      早川 由信                      堀田 啓

欠席委員

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 石塚 正己、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請 ..... 6件

(2) 報告案件

報告第26号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 ..... 3件

報告第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 ..... 8件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

(コロナウイルスについての話)

では、改めまして只今から、令和元年度第12回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は14番 櫻井 重利委員と1番 伊藤 正敏委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第24号】

・農地法第5条の規定による許可申請 ..... 6件

(2) 報告案件について

【報告第26号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 3件

【報告第27号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 8件

それでは、【議案第24号】 農地法第5条の規定による許可申請6件を議題といたします。

28番より事務局に説明を求めます。

事務局 1ページ目、議案24号、番号28をご覧ください。

申請地は、清須市寺野花園\_\_番地、登記、現況共に畑で面積は\_\_㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。社員駐車場のための農地転用です。

申請者は、本社を\_\_に置き、タオル製品を中心に商品企画・開発・製造・卸・販売を行っています。今回の転用は清須総合センターの従業員が増加したことに伴う駐車場の不足を解消するための農地転用になります。清須総合センターの近隣にて駐車場として利用できる

土地を探していたところ、申請地所有者より承諾を得ることができ、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が10ha未満であることから、第2種農地となり、運用通知のオ-（イ）周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、浅井委員ですが  
浅 井 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）  
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、29番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1ページ目、議案24号、番号29をご覧ください。

申請地は、春日舟付\_\_\_番、登記、現況共に田で面積は\_\_\_㎡です。  
受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場及び資材置場の造成のための所有権移転の農地転用です。

申請者の\_\_\_は、\_\_\_に本社を置き、土木建設業を主な業務とする法人です。今回事業拡大により、清須営業所に従業員を集約することとなり、清須営業所を増築するに伴い従業員数が増加するため新たに駐車場が必要になりました。また事業拡大に伴い、常時保管管理できる資材置場も営業所付近で必要となり、近隣の市街化区域で土地の確保を検討していましたが、周辺は工場や会社等が密集しているためなかなか見つからず困っていたところ、本申請地所有者より土地を譲ってもいいというお話しがあり本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋第二環状自動車道清洲東IC第2

入口より概ね 300m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから 300m 以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、櫻井委員になりますが

櫻 井 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、30番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 1ページ目、議案24号、番号30をご覧ください。

申請地は、春日舟付\_\_\_番、登記、現況共に田で面積は\_\_\_㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場及び資材置場の造成のための賃貸借権設定の農地転用です。

こちらは先ほどの申請地の隣地になり、権利設定が異なること以外は先ほどの番号29と同じになります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元も、櫻井委員になりますが

櫻 井 委 員 こちらも問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、31番、事務局に説明を求めます。

事務局 1 ページ目、議案24号、番号31をご覧ください。

申請地は、春日新田\_\_\_\_番、登記、現況共に田で面積は\_\_\_\_㎡です。受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場造成のための所有権移転の農地転用です。

申請者は、\_\_\_\_に本社を置き、鋼材の販売・加工業を営んでいます。現在、本社周辺にて駐車場を借りていますが、地主の都合により五月末に返還しなければならない事態になり急遽駐車場を確保する必要がありました。そこで本社近隣にて駐車場として利用できる土地を探していましたが、近辺は工場や企業が多いこともあり土地の確保が難しく困っていたところ、本申請地所有者より承諾を得ることができ、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、街区に占める宅地の割合が約42%を越えている区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1) エー(ア)－b－(b) 街区に占める宅地の割合が40%を越えている区域にある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川委員ですが

石川委員 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、32番、事務局に説明を求めます。

事務局 2 ページ目、議案24号、番号32をご覧ください。

申請地は、春日杵前\_\_\_\_、登記、現況共に田で面積は合計\_\_\_\_㎡です。借人及び貸人は議案書のとおりです。資材置場・現場事務所及び駐車場造成のための一時転用です。

申請者の\_\_\_\_は、\_\_\_\_に本社を置き、建設業を主な業務とする法人です。転用の目的は、市の公共事業である斎場建設に伴い、現場に隣接しており適度な広さの申請地に新たに資材置場・現場事務所及び駐車場を造成するというものです。

申請地は、清須市農業振興地域整備計画で農用地区域とされていることから、農地区分は農用地区域内農地に該当します。本件は転用目的が資材置場であり、およそ1年間一時的な利用に供するものであること、採取後は水田に復元するものであることから、許可基準はア-(イ)-c 一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものに該当します。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、林委員ですが

林 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、33番、事務局に説明を求めます。

事 務 局 2ページ目、議案24号、番号33をご覧ください。

申請地は、寺野花園\_\_\_\_番、登記、現況共に田で面積は\_\_\_\_㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。駐車場造成のための所有権移転の農地転用です。

申請者の\_\_\_\_は、\_\_\_\_に本社を置き、総合警備保障業務並びに一般労働者及び特定労働者の派遣業務等を展開する法人です。現在、清須市内に駐車場を借りていますが、そこに駐車できない社員はやむなく路上駐車をしている状況でありそれを解消するために新たな駐車場の選定が急務となりました。事務所は市街化区域にあるため近隣の場所で駐車場を探しました

が、適当な物件も見つからなく困っていたところ、知人の不動産業者から本申請地の紹介を受け、本申請に至りました

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が 10ha 未満であることから、第 2 種農地となり、運用通知の オ- (イ) 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものに該当します。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、浅井委員ですが

浅 井 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第 26 号】農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事 務 局 (第 4 条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 37、西枇杷島町弁天\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊 藤 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 38、春日落合\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

後 藤 委 員 特に問題ありません。

事 務 局 番号 39、春日落合\_\_\_\_で登記畑、現況雑種地です。

後藤委員 こちらも問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第27号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号106、清洲菅田\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号107、西枇杷島町城並一丁目\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号108、土田三丁目\_\_\_\_で登記畑、現況休耕畑です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号109、土田川田\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

岩田委員 こちらも問題ありません。

事務局 番号110、西市場一丁目\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

日下部委員 特に問題ありません。

事務局 番号111、西枇杷島町橋詰\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号112、西枇杷島町橋詰\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

伊藤委員 こちらも問題ありません。



事務局 番号 113、清洲菅田\_\_\_\_で登記公衆用道路、現況畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については  
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。

事務局 ・活動報告の提出について

会長 それでは、次回の開催について確認します。  
令和2年4月24日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階 大  
会議室 にて開催予定ですのでよろしくお願ひします。  
以上で令和2年度第12回農業委員会を閉会します。  
本日はご苦労様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、  
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています